

番号	仕様書頁等	質問	回答
1 2 (6)	入札説明書 P6～7	提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）に出席する「現場責任者」とは、（落札者がリース会社の場合）、落札者ではなく設置・納入業者という認識でよいでしょうか。	本契約を履行する実質的な責任者であれば、元請け会社、協力会社を問いません。協力会社については、契約後、公立大学法人広島市立大学賃貸借契約約款（長期継続契約用）第4条の規定により処理します。
1 1 (4)	入札説明書 P7	履行保証保険に記載する被保険者の法人名及び住所をご教示ください。 履行保証保険の保健機関をご教示ください。（〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで）。	履行保証保険に記載する被保険者等は次のとおりです。 法人名 公立大学法人広島市立大学 理事長 若林 真一 住所 広島市安佐南区大塚東三丁目 4番1号  履行保証保険の期間は、契約期間とさせていただきます。契約の日から2029年9月30日までです。契約は、落札決定日（総合評価審査委員会でプレゼンをする日）の日から5日を経過するまで（5日目が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い営業日）に契約締結します。  履行保証保険については、広島市立大学の「トップページ」－「大学紹介」－「調達情報」－「各種様式集」－「契約保証金の納付等について（長期継続契約用）」をご覧ください。
1 1 (4)	入札説明書 P10～15	入札書・提案書等の封入時の封印は、委任状で届け出る代理人印でよいでしょうか。	代理人の印鑑でいいです。
第4条	契約書	期間終了後の物件返還に伴う撤去・引揚作業を第三者に委託する場合、契約書第4条にある賃借人の事前確認・承諾が必要でしょうか。 「必要」である場合、確認時期は撤去・引揚の実作業前でのよろしいでしょうか。 5年後以降の作業であり、本質問は契約時点では当該委託先が未定のケースを想定しております。	撤去・引揚作業についても、第三者に委託するのであれば、本法人の承諾が必要です。 届け出は、撤去・引揚の作業前がいいです。
2. 1. (13)	仕様書 P14	取扱説明会は設置・納入業者が行う理解でよろしいでしょうか。	その理解で問題ありません。
2. 2	仕様書 P14	撤去条件：機器撤去の事前作業として、貴法人にてケーブル等の抜線及び各設置場所毎に一箇所に集約していただくことは可能でしょうか。	そのような事前作業をすることは難しいです。 そのような作業も含めてご提案ください。
1. 3. 11	仕様書 P11	本サーバ機能で提供されるWebサーバの管理者アカウントは複数必要でしょうか？必要であればアカウントの数について想定を教えてください。	WebサーバはVPSで動いています。稼動サーバごとに複数、管理権限をもつアカウントがあります。
1. 1. 20 (13)	P7	『インシデントの対応状況の確認や問い合わせ、レポートの閲覧を行う事ができる、カスタマーポータルを準備すること。』とありますが、インシデントの対応状況の確認や、インシデントの問合せ、レポートの閲覧を行うことができるポータルを用意する、という認識でそれぞれ個別の機能としては有しております。 ログ等についてお客様からポータルへの初回問い合わせについては対応ができかねてしまいますので ・インシデントやログについてのメールでの問い合わせ窓口を設置すること。 ・対応状況の確認やレポートの閲覧を行うことができる、カスタマーポータルを準備すること。 という形式で実現させていただければと存じます。 いかがでしょうか、ご回答ください。	以下の方法でも対応可能とします。 ・インシデントやログについてのメールでの問い合わせ窓口を設置する ・対応状況の確認やレポートの閲覧を行うことができる、カスタマーポータルを準備する ただし、2つに分かれることで、情報共有に支障が生じたり、問い合わせのたらいまわしにならないなど、不都合が生じない体制にしてください。
1. 4 1. 4. 3 (4)	P12	（仕様緩和のお願い） 『GWS(GWS for Education Fundamentals)を利用)のクラウドサービスに対しても、Google Cloud Directory Syncを利用して提案する機器や他システムと連携して自動処理が行われること。』とありますが、本件は、認証システムから直接連携する方法も考えられ、その方がシステム構成がシンプルとなります。 Google Cloud Directory Sync利用以外での連携方式もご承認ください。	Google Cloud Directory Sync利用以外の連携も可とします。ただし、提案の、認証システムから直接連携する方式が、GoogleCloud側の認証方式が変更になった場合もそれに即座に対応できることとさせていただきます。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。